



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年10月20日(金) 第10144号

目次

	ページ
告 示	
○解除予定保安林(森林保全課)	2
○同	2
○令和6年度及び令和7年度において県が発注する建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格に係る基本的事項等(建設企画課)	2
○令和6年度及び令和7年度において県が発注する建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等の委託業者に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格に係る基本的事項等(同)	16
公 告	
○土地改良区役員の就任の届出(農村整備課)	24
○土地改良区役員の就退任の届出(同)	24
○労働者委員の候補者の推薦(労働政策課)	25
落 札	
○落札者等の決定(警察本部会計課)	27

■ 告 示**◎群馬県告示第280号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和5年10月20日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 解除予定保安林の所在場所 上野村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 解除の理由 道路用地とするため

「次の図」は、省略し、その図面を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び上野村役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第281号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和5年10月20日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 解除予定保安林の所在場所 上野村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 解除の理由 道路用地とするため

「次の図」は、省略し、その図面を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び上野村役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第282号

群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号）第170条の2及び第180条の規定に基づき、令和6年度及び令和7年度において県が発注する建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）に係る基本的事項及び資格を有するかどうかの審査（以下「資格審査」という。）の申請の方法等を次のとおり定め、令和6年1月5日から施行する。

なお、令和4年度及び令和5年度において県が発注する建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格に係る基本的事項等（令和3年群馬県告示第284号）は、令和6年3月31日限り廃止する。

令和5年10月20日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 建設工書の種類 建設工書の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

土木一式工事 建築一式工事 大工工事 左官工事 とび・土工・コンクリート工事 石工事 屋根工事 電気工事 管工事 タイル・れんが・ブロック工事 鋼構造物工事 鉄筋工事 舗装工事 しゅんせつ工 事 板金工事 ガラス工事 塗装工事 防水工事 内装仕上工事 機械器具設置工事 熱絶縁工事 電気 通信工事 造園工事 さく井工事 建具工事 水道施設工事 消防施設工事 清掃施設工事 解体工事

2 競争入札に参加することができる者 競争入札に参加することができる者は、4により申請を行い、資格を有すると認められた者（以下「有資格者」という。）とする。ただし、次の(1)から(4)までの全てを満たす者でなければ、当該申請を行うことができない。

(1) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定により、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる建設業の許可を受けた者であること。

(2) 1に掲げる建設工事の種類ごとに、法第27条の29第1項に規定する総合評定値（以下「総合評定値」という。）による客観的事項の審査を受けた者であること。

(3) 納付すべき税を完納している者であること。

(4) 社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。以下同じ。）に加入している者であること（当該保険に加入義務のない者を除く。）。

(5) 共同企業体を結成して競争入札に参加しようとする者にあつては、次に掲げる要件のいずれも満たすものであること。

なお、構成員は2以上の共同企業体の構成員になることはできない。

ア 構成員の数は、3社以内とする。

イ 構成員は、総合評定値が群馬県建設工事選定要領第6条に規定するA等級に属する者以外の者で、同一等級又は直近等級に属するものの組合せとする。

ウ 構成員の出資比率の最小限度基準は、2社の場合は30パーセント以上、3社の場合は20パーセント以上とする。

エ 各構成員は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(ア) 希望する建設工事の種類につき、同一の工事種別の資格審査申請を行わない者であること。

(イ) 希望する建設工事の種類に対応する許可業種につき、許可後5年を超える営業年数を有すること。

(ウ) 希望する建設工事の種類につき、元請としての実績を有すること。

(エ) 希望する建設工事の種類に対応する許可業種に係る監理技術者となることができる者又は主任技術者となることができる者で国家資格を有するものを有し、これらの技術者を工事現場ごとに専任で配置できること。

3 資格審査の方法 資格を有するかどうかは、建設工事の種類に従い、2に掲げる項目を確認して決定するものとする。

なお、有資格者は、一度審査を受けた業種について、合併や事業譲渡等の場合を除き、その資格の有効期間内において再度審査を受けることはできないものとする。

4 申請の方法 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ぐんま電子入札共同システム（<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>）を使用し、建設工事競争入札参加資格審査申請（以下「電子申請」という。）を知事に行わなければならない。

5 申請の受付期間 令和6年1月5日（金）から同月30日（火）までとする。

6 審査基準日 令和6年1月1日（月）

7 添付書類 申請者は、申請と同時に、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、(7)及び(8)に掲げる項目については、電磁的記録による提出とする。

- (1) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては市区町村長が発行した身分証明書
- (2) 納税証明書（法人にあつては法人税、消費税及び地方消費税並びに県税、個人にあつては所得税、消費税及び地方消費税並びに県税に関するもの。なお、同時に他の市町村に申請する場合は、該当する市町村税に関するものを含む。）
- (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項の事業主である場合は、公共職業安定所の長に提出した障害者雇用状況報告書の写し
- (4) 営業所一覧表（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第1号別紙2又は別記様式第22号の2第2面）
- (5) 申請を行政書士に委任する場合は、行政書士委任通知書
- (6) 経営事項審査結果通知書の記載内容と社会保険の加入実態が異なる場合は、その実態を証明する資料の写し
- (7) 工事経歴書（建設業法施行規則別記様式第2号）
- (8) 技術職員名簿（建設業法施行規則別記様式第25号の14別紙2）
- (9) 群馬県建設工事表彰要綱により表彰された場合は、優秀技術者表彰状の写し
- (10) 群馬県との間で災害応急対策業務に関する協定を締結している場合は、災害応急対策業務に関する細目協定の写し
- (11) 群馬県の土木事務所との間で除雪契約を締結し、除雪機械又は除雪用アタッチメントを保有している場合は、除雪機械等保有申告書（別記様式第1号）
- (12) 不当要求防止責任者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第14条第1項に規定する「責任者」をいう。）を選任し、その者が同条第2項に規定する講習を受講した場合、受講したことを証する受講修了書の写し
- (13) 群馬県環境GS認定制度に基づく認定を受けている場合は、環境GS認定制度認定書の写し
- (14) エコアクション21認証・登録制度の認証・登録を受けている場合は、エコアクション21認証・登録証の写し
- (15) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第4項の一般事業主行動計画を策定し、届け出た場合は、一般事業主行動計画策定届の写し
- (16) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第8条第7項の一般事業主行動計画を策定し、届け出た場合は、一般事業主行動計画策定届の写し
- (17) 群馬県いきいきGカンパニー認証制度に基づく認証を受けている場合は、群馬県いきいきGカンパニー認証証の写し
- (18) 道路又は河川の清掃等の地域貢献を行った場合は、地域貢献確認申告書（別記様式第2号）
- (19) 中学生の職場体験又は高校生、大学生等のインターンシップの受入れを行った場合は、その受入れに関する学校からの依頼書
- (20) 職員又は役員に群馬県内の消防団員がいる場合は、消防団在籍に関する確認書
- (21) 前橋保護観察所長が証明する協力雇用主としての実績に関する証明書
- (22) 暴力団離脱者受入企業として実績がある場合は、暴力団離脱者受入企業としての実績に関する確認書
- (23) 建設キャリアアップシステムに事業者登録している場合は、登録を確認できる画面の写し
- (24) 群馬県発注工事における週休2日制現場（4週8休以上）の達成実績がある場合は、実績を確認できる工事の設計書の写し
- (25) 4週7休以上または年間115日以上の日を定めている場合は、就業規則等の写し
- (26) 30歳未満の職員を採用した実績がある場合は、採用実績が確認できる資料の写し

- (27) 建設業労働災害防止協会群馬県支部に加入している場合は、加入証明書
- (28) 建設業労働災害防止協会群馬県支部が実施している技能講習又は安全衛生講習を受講した場合は、修了証の写し
- (29) 別に定める講習又は説明会を受講した場合は、修了証の写し
- (30) 一般社団法人群馬県建設業協会が実施する、環境すみずみパトロールに女性従業員が参加した場合は、その参加に関する証明書
- (31) 関連業者報告書（別記様式第3号）
- (32) 入札、契約、代金の請求、領収等を代理人に委任する場合は、委任通知書
- (33) 従来の級別格付から上位の級別格付となった場合に、従来の級別格付に残留を希望する場合は、級別格付残留措置適用申請書（別記様式第7号）
- (34) 審査基準日現在有効な総合評定値通知書に記載された建設業の許可区分と審査基準日現在の建設業の許可区分とが異なる場合は、建設業許可通知の写し又は許可証明書
- 8 電子申請及び添付書類に使用する言語等
- (1) 電子申請は、日本語により行わなければならない。電子申請に使用できる漢字は、JIS第1水準及び第2水準とする。申請内容においてこれ以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又は平仮名に置き換えるものとする。
- (2) 7の添付書類で外国語により記載してあるものは、その日本語による訳文を付記し、又は添付しなければならない。
- (3) 電子申請及び添付書類の金額表示は、日本円でしなければならない。
- なお、日本円への換算に当たっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率の例によるものとする。
- 9 資格審査の結果の通知
- (1) 知事は、資格審査の結果、資格の有無を決定したときは、申請者にぐんま電子入札共同システムを使用して通知するものとする。
- (2) 知事は、申請者が資格を有すると認定したときは、速やかにその結果を公表するものとする。
- 10 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格認定日から令和8年3月31日までとする。
- 11 営業の廃止等の届出 申請者は、申請を行った後、次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに、その旨をぐんま電子入札共同システムを使用して届け出なければならない。
- なお、届出に当たり、7に掲げる書類のうち該当する書類を提出するものとする。
- (1) 営業を廃止し、又は休止したとき。
- (2) 所在地又は住所を変更したとき。
- (3) 電話番号又はFAX番号を変更したとき。
- (4) 商号又は名称を変更したとき。
- (5) 代表者の変更があったとき。
- (6) 代理人の変更があったとき。
- 12 事業協同組合の特例
- (1) 事業協同組合に係る資格審査において特例申請を希望する者は、7に掲げる添付書類のほか次に掲げる書類を添付して電子申請を行わなければならない。
- ア 官公需適格組合証明書の写し
- イ 審査対象者一覧表（別記様式第4号）

- ウ 当該組合の役員名簿(別記様式第5号)
 - エ 当該組合の組合員名簿(別記様式第6号)
 - オ 当該組合及び各審査対象者の建設業許可通知・総合評定値通知書の写し
- (2) 官公需適格組合として証明を受けている当該組合と組合員5者を限度として審査する。審査に当たっての総合評定値の算定は、工事種類別年間平均完成工事高、自己資本額、職員数及び技術職員数については当該組合及び組合員に係る合計値により、その他の項目については当該組合及び組合員に係る数値の平均値により行う。
- 13 資格の取消し 知事は、有資格者が次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合は、当該資格を取り消すことができる。
- (1) 営業を廃止し、又は休止した者
 - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者(同令第167条の4第1項の規定に該当する者で契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)
 - (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定により入札に参加させないこととされた者
 - (4) 電子申請又は添付書類に虚偽の事実を記録し、又は記載したことにより資格を取得した者
 - (5) 建設業の許可を取り消され、又は失効した者
- 14 資格の取消しの通知 知事は、13の規定により資格を取り消したときは、その旨を対象者に通知するものとする。
- 15 申請情報の取扱い
- (1) 各申請者から申請された内容(以下「申請情報」という。)については、資格審査後、その一部(本社又は委任先営業所の基本情報(商号又は名称、所在地、代表者氏名及び電話番号)及び工種)について公開する。
 - (2) 申請情報について、暴力団との関係の有無を関係機関に照会することがある。
- 16 指名基準 建設工事に係る指名競争入札に付する場合における建設業者の選定に当たっては、次に掲げる基準(以下「指名基準」という。)によらなければならないものとし、指名基準の運用基準は、別表による。
- (1) 審査基準日以降における不誠実な行為の有無
 - (2) 下請契約の状況
 - (3) 審査基準日以降における経営及び信用の状況
 - (4) 審査基準日以降における工事成績
 - (5) 当該建設工事に対する地理的条件
 - (6) 手持ち工事の状況
 - (7) 当該建設工事についての技術的適性
 - (8) 工事施工についての技術者の状況
 - (9) 審査基準日以降における安全管理の状況
 - (10) 審査基準日以降における労働福祉の状況

別表 指名基準の運用基準

<p>1 審査基準日以降における不誠実な行為の有無 次のいずれかに該当する場合は、指名しないこと。</p> <p>(1) 指名停止要綱に基づく指名停止期間中であること。</p> <p>(2) 建設工事に係る請負契約に関し、次の事項のいずれかに該当し、当該状態が継続していることから請負者として不適当であると認められること。</p> <p>ア 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わない等請負契約の履行が不誠実であること。</p> <p>イ 警察当局から、知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など、明らかに請負者として不適当であると認められること。</p>
<p>2 下請契約の状況 次のいずれかに該当する場合は、指名しないこと。</p> <p>(1) 法に違反し、請け負った工事を一括して他の建設業者等に下請けさせていると認められること。</p> <p>(2) 法に違反し、他の建設業者等が請け負った工事を一括して下請負している場合であって、特に悪質であると認められること。</p> <p>(3) 建設工事に關し、下請契約状況について、事実と反する報告をしていると認められること。</p> <p>(4) 下請契約に際し、請負者等が、正当な理由なしに契約関係書類を作成していないと認められること。</p> <p>(5) 関係行政機関等からの情報により、下請代金の支払遅延や特定資材等の購入強制が行われている等請負者等の下請契約関係が不適切であることが明確であること。</p>
<p>3 審査基準日以降における経営及び信用の状況 銀行からの取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営及び信用の状況が不健全であると判断される場合は、指名しないこと。</p>
<p>4 審査基準日以降における工事成績 (1) 工事成績評定基準に定める工事成績（以下「工事成績」という。）について、過去2年度の間に60点未満の工事があり、改善が図られていない場合は、指名しないこと。</p> <p>(2) 工事成績が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(3) 表彰を受けていること等工事成績が特に優良である場合は、十分尊重すること。</p>
<p>5 当該建設工事に対する地理的条件 本県内での工事実績等からみて、本県における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該建設工事を確実かつ円滑に実施できるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
<p>6 手持ち工事の状況 手持ち工事の件数、工事現場従業員の確保状況からみて、当該建設工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
<p>7 当該建設工事についての技術的適性 次の事項に該当するかどうかを勘案すること。</p> <p>(1) 当該建設工事と同種又は類似の工事について相当の実績があること。</p> <p>(2) 当該建設工事に必要な施工管理、品質管理等の技術水準と同程度と認められる技術水準の工事の施工実績があること。</p> <p>(3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該建設工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。</p>
<p>8 工事施工についての技術者の状況 次の事項に該当するかどうかを勘案すること。</p> <p>(1) 工事種別に応じ、当該建設工事を施工するに足りる有資格技術者が確保できると認められること。</p> <p>(2) 審査基準日以降の受注工事への技術者の配置状況からみて、当該建設工事を確実かつ円滑に実施できる体制であること。</p>
<p>9 審査基準日以降における安全管理の状況 (1) 指名停止要綱に基づく指名停止期間中である場合は、指名しないこと。</p>

- (2) 本県が発注した建設工事について安全管理の改善に関し、労働基準監督署からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当であると認められるときは、指名しないこと。
- (3) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。
- (4) 本県が発注した建設工事について過去2年間に死亡者の発生及び休業8日以上を負傷者の発生がないこと等安全管理成績が特に優良である場合は、十分尊重すること。

10 審査基準日以降における労働福祉の状況

- (1) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報があり、当該状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当であると認められるときは、指名しないこと。
- (2) 本県が発注した建設工事について、建設業退職金共済組合、中小企業退職金共済事業団等退職金支給制度への加入とその掛金の納付（共済証紙の購入及び貼付を含む。）が十分かどうかを勘案すること。
- (3) 建設労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み、表彰を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は、十分尊重すること。

別記様式第1号(規格A4)

除雪機械等保有申告書						
群馬県知事 あて						年 月 日
所在地 商号又は名称 代表者職氏名						
除雪作業の実施にあたり、自社で保有する下記の除雪機械又は除雪用アタッチメントを使用します。						
記						
	除雪機械等名称	メーカー名	型式	製造・車体番号	性能	所有・リースの 区分
1						
2						

注1 対象となる除雪機械は、凍結防止剤散布車、ロータリー除雪車、除雪ドーザー、グレーダー及びトラクターショベルです。

注2 対象となる除雪用アタッチメントは、凍結防止剤散布装置及びスノーブラウです。

注3 除雪機械保有の場合は、審査基準日現在有効な車検証の写しを添付してください。(A6サイズ相当の車検証(ICチップ入り)の場合は、「自動車検査証記録事項」を提出してください。)
車検証がない場合は、所有又はリースに係る契約書の写しと特定自主検査記録表の写し(審査基準日直前1年以内のもの)を提出してください。

注4 除雪用アタッチメント保有の場合は、購入時の納品書の写し及び、アタッチメント装着時の写真を添付してください。納品書がない場合は、所有が分かる資料を提出してください。

注5 群馬県から貸与されている除雪機械等は、対象外です。

別記様式第2号(規格A4)

地域貢献確認申告書			
			年 月 日
群馬県知事 あて			
所在地 商号又は名称 代表者職氏名			
地域貢献活動につきまして、下記のとおり申告いたします。			
記			
社会貢献の種類 (1～3の該当するものに ○をつけてください。)	1 道路清掃等のボランティア活動 2 河川等の環境保全のための活動 3 建設業を活かした地域貢献活動		
実施時期			
場 所			
参加従業員数		全従業員数	
活動の内容 (活動の内容を具体的に記 載すること。)			

注 活動内容が客観的に判断できる資料を併せて提出してください。

別記様式第3号(規格A4)

関連業者報告書					
内 訳		記 載 内 容			
区 分	業 者 名	株 式 総 数 ・ 出 資 総 額	所 有 株 数 ・ 出 資 額	割 合	
関 連 業 者 と の 関 係	資 本 と の 関 係				
	[株式(総数に対 する割合) 出資(総額に対 する割合)]				
	人 事 面 の 関 連	業 者 名	役 職 名		
	[役員の兼務 状 況]				
	そ の 他	業 者 名	関 係 内 容		
	[特別な提携 関 係]				

当社と関連のある業者について、上記のとおり報告します。

年 月 日

群馬県知事 あて

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

注 「資本との関連」、「人事面の関連」、「その他」の各区分ごとに関連業者を記載してください。関連業者がない場合は、それぞれに「該当なし」と記載してください。

別記様式第4号(規格A4)

審査対象者一覧表

(組合名)

建設工事種別	商号又は名称	代表者	所在地	電話番号

別記様式第7号(規格A4)

級別格付残留措置適用申請書

年 月 日

群馬県知事 あて

所在地
 商号又は名称
 代表者職氏名
 電話番号
 業者番号

令和6年4月1日から令和8年3月31日までを有効期間とする群馬県建設工事入札参加資格業者名簿における「級別格付残留措置制度」の適用について、次の業種への適用を希望します。

適用業種

級別格付残留措置制度を適用する業種のチェック欄に○を記載してください。

業種	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ
チェック欄																

業種	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
チェック欄													

業種について

土=土木一式 建=建築一式 大=大工 左=左官 と=とび・土工・コンクリート 屋=屋根 電=電気
 タ=タイル・れんが・ブロック 鋼=鋼構造 筋=鉄筋 舗=舗装 し=しゅんせつ 板=板金 ガ=ガラス
 塗=塗装 防=防水 内=内装仕上 機=機械器具設置 絶=熱絶縁 通=電気通信 園=造園 井=さく井
 具=建具 水=水道施設 消=消防施設 清=清掃施設 解=解体

【注意事項】

- 注1 従来の級別格付から上位の格付に上がる場合に適用されます。
- 注2 従来の級別格付から下がる場合(A→B・C, B→C)には適用されません。
- 注3 従来の級別格付が無い場合(前回の資格認定がない場合)には適用されません。
- 注4 申請書提出後の取り下げはできません。提出前に制度の適用について再度確認をお願いします。

◎群馬県告示第283号

群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号）第170条の2及び第180条の規定に基づき、令和6年度及び令和7年度において県が発注する建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等の委託業務に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格に係る基本的事項並びに申請の時期及び方法を次のとおり定め、県が発注する建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等の委託業務（以下「委託業務」という。）に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）及び資格を有するかどうかの審査（以下「資格審査」という。）の申請の方法等を次のとおり定め、令和5年12月1日から施行する。

なお、令和4年度及び令和5年度において県が発注する建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等の委託業務に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格に係る基本的事項等（令和3年群馬県告示第272号）は、令和6年3月31日限り廃止する。

令和5年10月20日

群馬県知事 山本 一 太

1 委託業務の種類

委託業務の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

業 種	登録部門	希望部門	
測量	量業者	測量一般	
		地図の調整	
		航空測量	
建築関係 建設コンサルタント業務	1級建築士事務所	建築一般	
	2級建築士事務所		
			意匠
			構造
			冷暖房
			衛生
			電気
			建築積算
			電気積算
			機械積算
			工事監理（建築）
			工事監理（電気）
			工事監理（機械）
			調査
耐震診断			

		地区計画及び地域計画
土木関係 建設コンサルタント業務	河川、砂防及び海岸・海洋	河川、砂防及び海岸・海洋
	港湾及び空港	港湾及び空港
	電力土木	電力土木
	道路	道路
	鉄道	鉄道
	上水道及び工業用水道	上水道及び工業用水道
	下水道	下水道
	農業土木	農業土木
	森林土木	森林土木
	水産土木	水産土木
	廃棄物	廃棄物
	造園	造園
	都市計画及び地方計画	都市計画及び地方計画
	地質	地質
	土質及び基礎	土質及び基礎
	鋼構造及びコンクリート	鋼構造及びコンクリート
	トンネル	トンネル
	施工計画、施工設備及び積算	施工計画、施工設備及び積算
	建設環境	建設環境
	機械	機械
	電気電子	電気電子
		交通量調査
		環境調査
		経済調査
		分析・解析
		宅地造成
	電算関係	
	計算業務	
	資料等整理	
	施工管理	
地質調査	地質調査	地質調査

補償関係コンサルタント	土地調査	土地調査
	土地評価	土地評価
	物件	物件
	機械工作物	機械工作物
	営業補償・特殊補償	営業補償・特殊補償
	総合補償	総合補償
	事業損失	事業損失
	補償関連	補償関連
	不動産鑑定業者	不動産鑑定
	土地家屋調査士	登記手続等
	司法書士	
計量証明	振動加速度レベル	振動加速度レベル
	濃度	濃度
	音圧レベル	音圧レベル
	特定濃度	特定濃度
作業環境測定	作業環境測定機関	作業環境測定
気象予報	気象予報士	気象予報

2 競争入札に参加することができる者 競争入札に参加することができる者は、4により申請を行い、資格を有すると認められた者（以下「資格者」という。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、申請を行うことができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者（同令第167条の4第1項の規定に該当する者で契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当することにより資格を取り消され、資格を付与しないこととされた期間を経過しない者
- (3) 納付すべき税が未納の者
- (4) 法律で登録が義務付けられている次に掲げる業種について、当該登録等を行っていない者

測量業者 1級建築士事務所 2級建築士事務所 不動産鑑定業者 土地家屋調査士 司法書士 計量証明業者 作業環境測定機関 気象予報士

(5) 入札参加希望業種について、登録しておらず、かつ、過去10年間の受注実績がない者

3 資格審査の方法 資格を有するかどうかは、委託業務の種類に従い、2に掲げる項目を確認して決定するものとする。

4 申請の方法 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ぐんま電子入札共同システム（<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>）を使用し、建設コンサル競争入札参加資格審査申請（以下「電子申請」という。）を知事に行わなければならない。

- 5 申請の受付期間 令和5年12月6日（水）から同月22日（金）までとする。
- 6 添付書類 申請者は、申請と同時に、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、(9)及び(10)に掲げる項目については、電磁的記録による提出とする。
 - (1) 法人にあつては登記簿謄本又は登記事項証明書、個人にあつては市町村長が発行した身分証明書
 - (2) 納税証明書（法人にあつては法人税、消費税及び地方消費税並びに県税、個人にあつては所得税、消費税及び地方消費税並びに県税に関するもの。同時に他の市町村に申請する場合は、該当する市町村税に関するものを含む。）
 - (3) 法人にあつては財務諸表（審査基準日の直近2年間の各事業年度の決算に関するもの）、個人にあつては確定申告書（直近2年分）
 - (4) 委託業務に関し、業者登録をしている場合は、各登録官署が発行する登録証明書の写し
 - (5) 県内業者にあつては、登録する委託業務に係る技術者に関する免許及び健康保険証の写し
 - (6) ISO認証を取得している場合は、登録証の写し
 - (7) 申請を行政書士に委任する場合は、行政書士委任通知書
 - (8) 入札、契約、代金の請求、領収等を代理人に委任する場合は、委任通知書
 - (9) 測量等実績調書（別記様式第1号）
 - (10) 技術者経歴書（別記様式第2号）
 - (11) 関連業者報告書（別記様式第3号）
- 7 電子申請及び添付書類に使用する言語等
 - (1) 電子申請は、日本語により行わなければならない。電子申請に使用できる漢字は、JIS第1水準及び第2水準とする。申請内容においてこれ以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又はひらがなに置き換えるものとする。
 - (2) 6(3)の財務諸表は、日本語により作成しなければならない。

なお、その他の書類で外国語により記載してあるものは、その日本語による訳文を付記し、又は添付しなければならない。
 - (3) 電子申請及び添付書類の金額表示は、日本円でしなければならない。

なお、日本円への換算に当たっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率の例によるものとする。
- 8 資格審査の結果の通知 知事は、資格審査の結果、資格を決定したときは、申請者にぐんま電子入札共同システムを使用して通知するものとする。
- 9 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格認定日から令和8年3月31日までとする。
- 10 営業の廃止等の届出 申請者は、申請を行った後、次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに、その旨をぐんま電子入札共同システムを使用して届け出なければならない。

なお、届出に当たり、6に掲げる書類のうち該当する書類を提出するものとする。

 - (1) 営業を廃止し、又は休止したとき。
 - (2) 所在地又は住所を変更したとき。
 - (3) 電話番号又はFAX番号を変更したとき。
 - (4) 商号又は名称を変更したとき。
 - (5) 代表者の変更があったとき。
 - (6) 代理人の変更があったとき。
- 11 資格の取消し 知事は、有資格者が次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合は、当該資格を取

り消すことができる。

(1) 営業を廃止し、又は休止した者

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者(同令第167条の4第1項の規定に該当する者で契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)

(3) 地方自治法施行令第167条の4第2項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定により入札に参加させないこととされた者

(4) 電子申請又は添付書類に虚偽の事実を記録し、又は記載したことにより資格を取得した者

(5) 2(4)に定める業務ごとの登録の取消し、抹消若しくは消除を受けた者

12 資格の取消しの通知 知事は、11の規定により資格を取り消したときは、その旨を対象者に通知するものとする。

13 申請情報の取扱い

(1) 各申請者から申請された内容(以下「申請情報」という。)については、資格審査後、その一部(本社又は委任先営業所の基本情報(商号又は名称、所在地、代表者氏名及び電話番号)及び業種並びに部門)について公開する。

(2) 申請情報について、暴力団との関係の有無を関係機関に照会することがある。

別記様式第2号（規格A4）

技術者経歴書

（業種区分）

商号又は名称

氏名	法令による免許等		実務経歴	実務経験年月数
	名称	取得年月日		
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月

記載要領

- 1 測量、建築関係建設コンサルタント業務等の業種区分ごとに作成すること。
- 2 「氏名」の欄は、営業所（本店又は支店若しくは常時契約する事務所）ごとにまとめて行い、その直前に括弧書きで当該営業所名を記載すること。
- 3 「法令による免許等」の欄には、業務に関し法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けたものを記載すること（例：〇〇建築士、〇〇土木施工管理技士）。
 なお、技術士の場合は、合格した技術部門及び選択科目を末尾に記載すること（例：技術士（建設部門・鋼構造及びコンクリート））。
- 4 「実務経歴」の欄には、最近のものから記載し、純粹に測量、建設コンサルタント等業務に従事した職種及び地位を記載すること。

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年10月20日

群馬県知事 山 本 一 太

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
原	理 事	新 任	吉田正夫	高山村大字中山1303番地
	同	同	阿部則幸	同 同 1308番地
	同	同	阿部秀章	同 同 1310番地
	同	同	小林弘	同 同 1359番地
	同	同	近藤政敏	同 同 1399番地1
	同	同	佐藤晴夫	同 同 1538番地1
	同	同	星野亀雄	同 同 1559番地2
	同	同	星野宏高	同 同 1591番地
	同	同	星野晴夫	同 同 1597番地1
	同	同	平形英俊	同 同 1679番地
	同	同	星野邦雄	同 同 1709番地
	同	同	平形清人	同 同 1752番地3
	同	同	飯塚一雄	同 同 1767番地
	同	同	原利夫	同 同 1777番地
	監 事	同	深石康志	同 同 720番地1
	同	同	飯塚義満	同 同 2107番地
	同	同	飯塚岩夫	同 同 2124番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年10月20日

群馬県知事 山 本 一 太

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
--------	--------------------	-----	---------	-----

細野原	理事	新任	松本勉	安中市松井田町土塩512番地3
	同	退任	岩井正直	同 同 624番地

労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、群馬県労働委員会の労働者委員について、補欠の委員2名を任命するので、推薦資格を有する労働組合は、次により労働者委員の候補者を推薦してください。

令和5年10月20日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 推薦資格 労働者委員候補者の推薦資格は、群馬県内のみに組織を有する労働組合であり、かつ、群馬県労働委員会から労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合すると認められたものであること。
- 2 被推薦者の資格 労働組合法第19条の4の欠格条項に該当しない者であること。
- 3 推薦手続 推薦資格を有する労働組合は、推薦書（別記様式）に被推薦者の履歴書及び群馬県労働委員会から交付された労働組合法適合証明書の写しを添えて、群馬県産業経済部労働政策課へ提出すること。
- 4 推薦書類の受付期間 令和5年10月20日から同年12月20日まで

別記様式

推 薦 書

年 月 日

群馬県知事 山 本 一 太 あて

所 在 地

名 称

代表者氏名

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、群馬県労働委員会の労働者委員候補者として、下記の者を推薦します。

記

氏 名	生年月日	所属団体の名称及びその事務所の所在地	所属団体における地位	略 歴	労働組合法第19条の4該当の有無

■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

令和5年10月20日

群馬県警察本部長 重永達矢

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 県警ヘリコプター「あかぎ」アグスタ式A109E型の耐空証明更新整備及び無線局(航空機局)定期検査更新整備 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和5年8月23日
- 4 落札者の名称及び所在地 中日本航空株式会社 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字殿釜2番地
- 5 落札金額 29,700,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和5年7月11日

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111